

令和 7 年度第 1 回県中地域医療構想調整会議議事録

日時：令和 7 年 7 月 2 日（水）

18 時～19 時

場所：ZOOM

1 開会

2 挨拶（堀切県中保健所長）

令和 7 年度第 1 回県中地域医療構想調整会議の開催に当たり御挨拶申し上げます。皆様方には日頃から地域医療の推進に多大なる御協力をいただいておりまことに厚く御礼申し上げます。さて、本日の議題でございますが、令和 6 年度病床機能報告や、第 8 次福島県医療計画（地域編）の取組の推進に関する情報共有、また、各医療機関からの申出による病床機能の変更報告等に関する御協議をお願いいたします。さらに、新たな地域医療構想の方向性及びかかりつけ医機能報告制度について県地域医療課から説明をいただくことになります。

地域医療は皆様の御協力と連携によって成り立っております。皆様と課題を共有するとともに、よりよい地域医療の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

結びに、本日の会議が県中地域における医療提供体制の充実を促進するものとなりますことを期待して挨拶といたします。

3 議題

【新妻生活衛生部長】

ここからの進行は本会議設置要綱第五条の規定によりまして、堀切保健所長にお願いをいたします。

（1）令和 6 年度病床機能報告及び（2）第 8 次福島県医療計画（地域編）の取組

【堀切保健所長】

ここから私が進めてまいります。

本日は議題が多くございますので、円滑な議事進行に御協力ください。

それでは次第に沿って議題を進めます。

まずは、議題（1）令和 6 年度病床機能報告及び議題（2）第 8 次福島県医療計画（地域編）の取組について、事務局から報告してください。

【本田医療薬事課長（事務局）】

私から資料 1・2 について続けて御説明いたします。まず資料 1 をご覧ください。

県中地域の病床機能別病床数の推移でございます。直近、令和 6 年 7 月 1 日現在の病床機能報告のデータを反映しております。地域医療構想レセプトデータから推計された令和 7 年の必要病床数と令和 6 年の病床機能別病床数を比較いたしますと、急性期病床が過剰、回復期病床が不足となっており、回復期相当の患者さんが急性期病床で受療している可能性が推察されます。

なお、詳細な集計データにつきましては、県 HP に掲載しておりますので、必要時、御活用ください。

続きまして資料 2 をご覧ください。

資料 2 の P2～9 までは、昨年度末に御承認いただいた内容となっております。

それをもとに今後開催されます医療審議会の資料として、雛形に沿って当所がまとめ、提出する内容が、今、皆さんご覧いただいているこの 1 ページ目になります。3 つの重点的な取組について、それぞれの指標の中からシンボル指標を設定いたしまして、そ

の指標については 2 から 9 ページの記載内容を転記しております。

今後も県中地域の課題や取組について、本会議において評価、検証、進捗管理を行い、指標、目標達成に向け、皆様と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

事務局からの説明は以上です。

(3) 病床機能の変更に関する報告等

ア 病床機能の変更

【堀切保健所長】

続きまして、議題(3) 病床機能の変更に関する報告等の協議に入ります。

説明をいただく医療機関におかれましては、簡潔な御説明をお願いいたします。

ア) 病床機能の変更について 4 医療機関から報告がございます。

初めに資料 3-1 をご覧ください。太田西ノ内病院から御説明いただきます。

【太田西ノ内病院 高橋病院長】

すでに皆様に届け出していたところではございますが、令和 7 年度 10 月を目安に 60 床の回復期リハ病床、もともとこれは休棟になっていたところを利用して開設するというところで申請申し上げます。

【堀切保健所長】

ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

特に御意見等はないようですので、今ほどご説明いただいた通り進めさせていただくようお願いいたします。

次は太田熱海病院から御説明をお願いいたします。

【太田熱海病院 丹治病院長】

太田熱海病院としましては、経営上の理由により、非稼働病床数 127 床のうち 25 床を返還する予定にしております。

【堀切保健所長】

ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、今ほどの御説明の通り進めさせていただくようお願いいたします。国立福島病院から御説明をお願いいたします。

【国立病院機構福島病院 杉浦院長】

当院の休棟病床 83 床を今回、返上するということで申請させていただきました。

【堀切保健所長】

ただいまの御説明につきまして御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、御説明いただいた通り進めさせていただくようお願いいたします。次にぐっすりーぷクリニックから御説明をお願いいたします。

【ぐっすりーぷクリニック 菊地院長】

私のところは今一床のベッドですが、8 月 31 日をもちまして、ベッドをゼロにしたいと思って申請させていただきます。

【堀切保健所長】

ただいまの御説明に御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、御説明いただいた通り進めさせていただくようお願いいたします。

(4) 福島県外来医療計画に基づく医療機器の共同利用計画

【堀切保健所長】

それでは議題(4)福島県が医療計画に基づく医療機器の共同利用計画について、3医療機関から説明をお願いします。資料4をご覧ください。まず、郡山市医療介護病院からお願いいたします。

【郡山市医療介護病院 神林病院長】

資料4をご覧ください。

当院のマルチスライスCTの共同利用計画につきましては、昨年度同様で変更はございません。前年度の稼働状況は3ページ目にありますけれども、445件でございました。またマンモグラフィーの共同利用計画に関しましても、昨年度と同様で変更はございません。前年度の稼働状況は96件でございました。以上、御報告をいたします。

【堀切保健所長】

次に国立福島病院からお願いいたします。

【国立病院機構福島病院 山内事務部長】

共同利用計画として当院からMRIとマルチスライスCTを提出しておりますが、今回マルチスライスCTを6月に更新いたしました。

共同利用につきましては、従来から行っていたものと何ら変わってはおりませんで、MRIについてはCT更新と合わせて今回報告させていただいたという形になっております。

【堀切保健所長】

次に針生ヶ丘病院についてお願いいたします。

【本田医療薬事課長（事務局）】

針生ヶ丘病院につきましては事務局から御説明いたします。8ページをご覧ください。

針生ヶ丘病院はマルチスライスCTを今年の3月14日に設置いたしました。共同利用を行わないということで、計画書が提出されています。以上です。

【堀切保健所長】

このことにつきましては、各医師会からクリニックにも周知をお願いいたします。

貴重な医療資源ですので、効率的に活用してまいりましょう。よろしくお願ひします。

(5) 新たな地域医療構想の方向性及び(6)かかりつけ医機能報告制度

【堀切保健所長】

続きまして、議題(5)及び(6)について、地域医療課から説明をお願いいたします。

【地域医療課 渡邊主幹】

資料5の1ページ目をご覧ください。私の方からは新たな地域医療構想につきまして御説明させていただきます。まず初めに、現在、御議論いただいております現構想につきましては、2025年の地域における医療提供体制について話し合っていただいておりますが、現在、国の方では85歳以上の高齢者がピークを迎える2040年を見据えた新たな地域医療構想の議論が進められております。

本日は国における検討状況、それを受けた地域医療課としての考え方、今後のスケジュールなどについて私の方からお話をさせていただければと思います。

まず資料 1 ページ目ですけれども、昨年 12 月に国の検討会が、新たな地域医療構想に関する取りまとめを公表いたしまして、その中におきまして、2040 年ごろの課題と、それに向けた 4 つの方向性を示しております。それが 1 ページ目に書かれているものでございます。

これを受けまして次の 2 ページ目ご覧いただきたいと思います。現在新たな地域医療構想に関する地域医療課としての考え方、国の方針から見えてくる問題意識ということで、①から③の方を問題意識として考えております。その下には、その問題意識を受けまして、本県の方向性ということで、2040 年における、医療需要や医療介護人材の将来予測等のデータを用いて、外来、在宅、介護人材も含めた将来ビジョンの方向性を議論する必要があるなど、今現在における、地域医療課の考えをまとめております。現在、国において、新たな地域医療構想に向けたガイドラインの作成の検討会が、今現在行われる直前になっております。ですから、ガイドラインを示されてない段階でございますけれども、来年の、新たな地域医療構想策定に向けて今年が非常に重要な年となりますのでよろしくお願ひしたいと思います。今後、国において、1 月から 3 月を目処にガイドラインが示される予定でございます。それを受けて今年度どこまで具体的に議論できるかわかりませんけれども、今後各地域における現状と、2040 年の将来予測など、議論の参考となる資料データ等を提供していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、外来、在宅、介護の連携は人材確保などを含めた包括的な構想であるということから、今年度から議論を進めていく体制を作っていくと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

3 ページ目、4 ページ目ご覧いただきたいと思います。3 ページ目は新たな地域医療構想の概要ということで書かれております。ここで 1 つだけ重要なものとしまして、下の欄の基本的な考え方のポチの 3 つ目のところにあります、新たな地域医療構想につきましては、これまで医療計画の中の 1 部門の構想でしたが、今後は医療計画の上位概念に置かれるということになります。

続きまして資料の 4 ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは国が示した全体のスケジュールになっておりまして、2025 年につきましては先ほど言いましたけれども、国においてガイドラインの検討が行われまして、2026 年、来年度ですけれども、将来の方向性や病床数等の必要量の推計など、新たな地域医療構想の策定ということになっておりますので、今年度、我々、いろいろなデータお示しできるかと思いますので、新たな地域医療構想に向けて今年度から御議論いただきますようよろしくお願ひいたします。

続きまして、かかりつけ医機能報告につきまして担当より説明いたします。

【地域医療課 細川副主査】

続きまして議題の（6）かかりつけ機能報告制度について御説明いたします。

先ほど触れましたが、こちらは新たな地域医療構想とも関連する国の制度でございまして、定期報告は、本日御出席いただいております病院を含め医科診療所などに御報告いただく必要があることから、この場をお借りして制度概要を御説明するものでございます。

資料の 6 をご覧ください。こちら国で作成した資料でございます。国においては、かかりつけ機能が発揮される制度整備の趣旨として、今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者のさらなる増加等、生産年齢人口の急減が見込まれる中、治す医療から治し支える医療を実現するため、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取り組みに加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要があるとしているところでございます。制度整備は、3 つの柱から構成されておりまして、そのうちの 1 つにかかりつけ医機能報告制度の創設が位置付けられ、本年 4 月 1 日から施行されたところでございます。資料に沿って制度概要を御説明いたします。

概要としては大きく 3 点に分けられます。上段の①、慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要な、かかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告をいたします。

2 番目、都道府県知事は報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表いたします。

3 番目都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表する。ここまでが一連の流れとなっております。

次のスライドでございます。かかりつけ医機能報告制度の報告対象医療機関は、特定機能病院及び歯科医療機関を除くすべての病院・診療所となっており、これまで実施されてきた病床機能報告及び外来機能報告の対象である病院及び有床診療所に加え、今回は無床診療所も対象となっております。報告方法は G-MIS とそれから紙調査票によって行われ、医療機能情報提供制度に基づく定期報告と同じ時期に実施されます。

次のスライドでございます。今後のスケジュールにつきまして、毎年 11 月頃から医療機関へ定期報告の依頼を県から行いまして、1 月から 3 月にかけて、医療機関の報告及び県における確認作業が行われます。次年度 4 月以降で報告内容等の公表を県で行い、協議の場の開催と開催結果の公表を年内に行うという流れになっております。

以上がかかりつけ医機能報告制度の概要でございます。

今後、県において国のガイドラインを踏まえながら、医療機関の皆様への定期報告に関する周知等を行ってまいります。医療機関の皆さんにおかれましては、定期報告への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。説明は以上です。

【堀切保健所長】

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。特ないようですので、次の議題に移ります。

(7) その他

【堀切保健所長】

議題 (7) その他ですが、事務局で用意してきた議題は以上になりますが、皆様から何かございませんでしょうか。

皆様には円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

それではこれで議事を終了し、司会に進行を引き継ぐことといたします。

4 閉会

【新妻生活衛生部長】

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回県中地域医療構想調整会議を終了いたします。御参加いただきまして誠にありがとうございました。